# 独立行政法人都市再生機構 平成20年度業務実績評価調書

平成21年8月 国土交通省独立行政法人評価委員会

## 平成20年度業務実績評価調書:独立行政法人都市再生機構

## 業務運営評価(個別項目ごとの認定)

項目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成20年度計画			
Ⅰ業務運営の効率化に関する目標 Ⅰ業務	8運営の効率化に関する目標			
を達成するためとるべき措置 を遺	を成するためとるべき措置	3	各支社において、ニュータウン業務の	
			業務量に対応した事務所の統廃合を行う	
1 組織運営の効率化 1 組織	職運営の効率化		一方で、国民からの要請が強く、また、	
・組織の運営について、以下のと・組織	戦の運営について、平成19		政策的課題とされている密集市街地整備	
おり取り組むとともに、継続的 年1	2月24日閣議決定された		、地方都市の再生及びストック再生・再	
に 事務・事業や組織のあり方 「独	a立行政法人整理合理化計画		編を行う担当チームを設置するなど独立	
について点検し、機動的に見直 」も	5踏まえつつ、以下のとおり		行政法人整理合理化計画等を踏まえ、業	
	)組むとともに、事務・事業		務の重点化・スリム化に対応した組織整	
や総	目織のあり方についての点検		備を行っている。	
を行	い、機動的に見直しを行う		内部統制(コンプライアンス体制)の	
			整備については、コンプライアンス・マ	
(1) 一般共通管理部門のスリム化 (1) 常	勤職員数の計画的な削減に┃		ニュアルの改訂、本社内に業務プロセス	
を図った上で、権限・責任の明 対応			改善及び内部統制の推進を担当するチー	
	討する。		ムの設置を行い、監事のあり方も含めた	
に対応した組織整備			内部統制のあり方について検討が行われ	
			ている。	
(2)国民からの要請、政策的課題(2)業	務の実施における国民から		監事の監査報告においても、内部統制	
	要請、政策的課題に機動的に		の強化に対する対応状況についてチェッ	
	するため、		クが行われるとともに、今後も更なる内	
①全国まちづくりへの対応など、〇密集			部統制の強化に努めるよう指摘が行われ	
	必要な組織体制を整備する。		ている。	
揮に向けた組織整備			都市再生事業においては都市再生パー	
②チーム制・ユニット制導入によ ②地方	「都市再生推進のために東日		トナーシップ協議会を通じた民間事業者	
	之社、中部支社、西日本支社		との意見交換、賃貸住宅事業においては	
	が九州支社における地方公共		新規入居者、退去者等を対象としたアン	
	は等のまちづくりを支援する		ケート調査等を行うことにより、機構業	
— ··	ろう こうこくり こく 返す 3 一		務に対するニーズの把握に努めるととも	
	- ック再生・再編方針の実行		に、職員の意識改革に係る研修などを行	
	- フラーエ		うなどにより、機構に対する職員の積極	
	は体制を整備する。		的な貢献を促す取組みが行われている。	
1	l			

(3) 経営改善計画等を踏まえた業|(3) 独立行政法人整理合理化計画 務の重点化・スリム化に対応し 及び経営改善計画で示された事 た組織整備 業の見直し方針等を踏まえ ①資産債務の圧縮をすすめるため の体制を構築する。 ②経過措置業務早期終了に向け、 業務量等に応じ、現地事務所機 能の強化等の必要な措置を講ず ③内部統制の構築や業務プロセス の改善を図るための組織体制を 整備する。 2事業リスクの管理 2事業リスクの管理 事業リスク管理手法を全ての新規事業 事業リスク管理に係る取組は評 ・右肩上がりの成長を前提とした い確な事業リスクの管理を行う 経済社会が終焉し地価の持続的 ため、以下の取組を実施・徹底 着手地区、事業実施中地区について引き|価できるが、その成果は直ちに目| 上昇が期待できない状況下で、 |続き活用するとともに、年2回事業執行|に見えるものではないことから、 する。 民間では困難な都市再生のため 管理調書を作成し、経営計画等策定時点|今後、取組を検証することを通じ の事業を推進させるためには、 |からの変動状況をモニタリングするなど||て、その成果を明らかにしていく| 的確な事業リスクの管理を行う 、事業リスクの軽減・分担を図っている一必要がある。 ことが必要であり、新規投資・ 追加投資のいずれにおいても、 加えて、リスクの抽出を「任意抽出」 採算性を考慮した上で、重点化 から「全量チェック」に改めるとともに する。そのために以下の取組を 、法的リスク管理を行うリスク・対応策 徹底する。 の担保方法を明確化すること等により、 (1)新規事業着手に当たっては、 (1)新規事業の経営計画等の策定 事業リスク管理の精度の向上を図ってい 事業リスクの抽出を行った上で、 に際しては、以下の方法により 適切なリスク分担を行うととも 個別事業毎に事業リスクへの対 このように、個別事業毎の事業リスク に、事業期間等の変動リスクを 策をとることとする。 の定期的・定量的な把握・管理が着実に 踏まえた経営計画等を策定の上、 ①事業リスクの抽出 実施されているとともに、管理の精度向 着手の可否を判断。 ・事業期間中に発生する可能性の 上のための改善も行われていることから ある、事業期間、地価、工事費 、優れた実施状況にあると認められ、評 、金利等の変動リスクを抽出す 価できる。 ②事業リスク軽減方策とリスク分 担の検討 ・抽出したリスクに対して、軽減 するための措置を検討するとと

もに、リスクの種別等に応じて地方公共団体、民間事業者等と

の適切なリスク分担を図る。

- ③経営計画等の策定
- ・正味現在価値の算出等により、 機構が負うこととなる事業リス クを踏まえた経営計画等を策定 し、事業着手の可否について判 断する。
- デシジョンツリーの作成により、 事業見直しの基準とリスクの発 生が予想される時期等を明確に し、その時期において必要に応 じ事業計画の見直しを行うこと ができる計画とする。
- (2)事業実施に当たっては、先行(2)同左 用地取得の最小限化等事業リス クを軽減するための措置を可能 な限り講ずる。

- (3)事業実施中の全地区において、 毎年、事業リスクの管理を行う とともに、事業の各段階に応じ て、採算見通し、事業リスクを 定量的に把握・管理し、必要に 応じ事業見直しを行い、特に不 採算事業については、徹底的な 見直しを行う。事業実施に当た っても、あらかじめ事業見直し の基準とその確認を行う時期を 明確にする等事業見直しの可能 性を十分に考慮した進め方とす る。
- (3) 事業実施中の全地区において、 事業執行管理調書を用いて、年 2回の採算見通し、定期的な事 業リスクのモニタリングを行い 管理する。また、デシジョンツ リーにおいて示された事業の各 段階に応じ、事業リスクを引き 続き定量的に把握して管理する 。この精度向上のために、19 年度に作成した指標を基に調書 の様式を見直す。加えて、事業 リスクの適切な分担についての 基本的考え方や指標の設定事例 等を整理した指針の作成を行う 。その結果、事業見直しが必要 と判断される地区については、 事業見直しを行い、特に不採算 事業については、徹底的な見直 しを行う。

また、事業見直しの可能性を十 分考慮し、見直しを行う必要性

	の有無を確認する時期を予め明確にするとともに、その基準を 個々に定める進め方とする。			
	3・・ の は	3	独自の事業評価機関では、44件の事業に、44件の事業では、44件のの事業では、44件のののでは、44件のでは、44	
4 一般管理費・事業費の削減 ・業務運営全体の効率化を図り、 一般管理費(退職手当を除く人 件費を含む。)については、既 に実施した特別手当の支給水準	・業務運営全体の効率化を図り、 一般管理費(退職手当を除く人 件費を含む。)については、中	4	平成20年度においては、平成15年度と比較して、一般管理費は20.0%、事業費は32.8%削減しており、それぞれ中期計画の削減目標を達成、特に	

の書率、1終減金い方推(間以の書を表すののの書を表示ののののののののでは、1を直通人ののののでは、1を直通人ののののでは、1を直通人ののののでは、1を直通人のののでは、1を直通人のののでは、1を直通人のののでは、1を直通人のののでは、1を直通人のでの中のでは、1を直通人のでは、1を直通人のでは、1を直通人のでは、1を直通人のでは、1を直通人のでは、1を直通と平の上のでは、1を直通と平の上のでは、1を直通と平の上のでは、1を直通と平の上のでは、1を直通と平の上のでは、1をでは、1をでは、1をでは、1をでは、1をでは、1をでは、1をでは、1を	・また、事業費(公租公課、敷金保証金払戻金を除く。)につい		事業量については中期計画の削減目標を 上回って達成しており、優れた実施状況 にあると認められ、評価できる。	
機構独自の「コスト構造改革プ	・事業コストの縮減については、 平成16年度に策定した機構独 自の「コスト構造改革プログラ ム」により、平成19年度にお いて、平成14年度と比較して	3	平成20年度においては、新た大名では、新た大名では、新た大名では、新た大名では、新た大名では、新た大名では、新た大名では、新た大名では、新た大名では、新た大名では、一名では、一名では、一名では、一名では、一名では、一名では、一名では、一	

	」を策定し、新たな目標を設定 する。			
・公共工事の発注者としての責務 を踏まえ、入札及び契約手続に おける透明性の確保、公正な競 争の確保、不正行為の排除の徹 底等をより一層推進し、中期目 標期間中に、電子入札システム を導入する。	6・ 人工学院のでは、	3	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	随意契約の見直しにより業務品質の低下を招かなコアルの見直しによう、業を並行しないである。 競争性のある。 競争性のいてきないが必要であるに移者者ルカでもないが必要である。。

			また、入札及び契約手続については、 一定の金額以上の契約について支社等で に支社長等で構成される契約審査が おいて業者の選定等るは を もにおいて を もにおいて を もにおいる を もにおいる を もにおいる を もにおいる を もにおいる を もにおいる を もにおいる を もにおいる を もにおいる を もにおいる を もにおいる を もにおいる を もにおいる を も に が、 の は は を ら に の の に の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、	いるかを審議・チェックする方法 として、既存の取組は評価できる ものであるが、引き続きよりよい 審議・チェック体制の構築に向け
7 積極的な開 のな情報公開 のな情報公開 のな情報公開 のなど のなど ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは のので	①財務内容の公開	3	ホームページについて、各コンテンツの充実を図るとともに、トップページのレイアウトをリニューアルし、各コンテンツへのアクセスを容易にするなど利便性の向上が図られている。	
・また、機関投資家への事業報告書(インベスターズ・ガイド)を、ホームページに掲載し、引き続き業務運営の透明性を確保する。	②評価及び監査に関する事項			

・ アイ   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・	④広報誌・事業パンフレット等に ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3	マム年度末に大学に、 ・平度末に大の間のでは、 ・中度をでは、 ・中度をでは、 ・中度をできません。 ・中度をできません。 ・中度をできません。 ・中度をできません。 ・中度をできません。 ・中度をできません。 ・中度をできままでは、 ・中でのできまでできません。 ・中でのできまでできません。 ・中でのできまでできません。 ・中でのできまでできません。 ・中でのできまでできません。 ・中でのできまでできません。 ・中でのできません。 ・中でのできません。 ・中でのできません。 ・中でのできません。 ・中でのできません。 ・中でのできません。 ・中でのできません。 ・中でのできません。 ・中でのできません。 ・中でのできません。 ・中でのできません。 ・中でのできません。 ・中でのできません。 ・中でのできますが、 ・中でのできますが、 ・中でのできません。 ・中でのできますが、 ・はいいいできません。 ・はいいできません。 ・はいいできません。 ・はいいできまが、 ・はいいできまが、 ・はいいできまが、 ・はいいできまが、 ・はいいできまが、 ・はいいできまが、 ・はいいできまが、 ・はいいできまが、 ・はいいできまが、 ・はいいでものできまが、 ・はいいできまが、 ・はいいでものできまが、 ・はいいできまが、 ・はいいできまが、 ・はいいできまが、 ・はいいできまが、 ・はいいできまが、 ・はいいできまが、 ・はいいできまが、 ・はいいでものできまが、 ・はいいできまが、 ・はいいできまが、 ・はいいでものできまが、 ・はいいではいいでは、 ・はいいではいいでは、 ・はいいでは、 ・はいいでは、 ・はいいではいないでは、 ・はいいでは、 ・はいいではいないでは、 ・はいいではない	
	Ⅱ国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関す	4	大都市圏におけるコーディネート業務	

る目標を達成するためとるべき| 措置

- ・機構は、その専門知識、経験を 活かしつつ、以下に掲げる市街 地の整備改善等を実施すること により、将来3兆8,000億 円規模の民間建築投資を誘発す る。また、経済波及効果は、7 兆6,000億円規模が見込ま れる。
- 1 都市機能の高度化及び居住環境 1 都市機能の高度化及び居住環境 の向上を通じた都市の再生
- ・既成市街地における大規模な都・同左 市開発事業は、多数の関係者間 の意見調整や利害調整の困難性 、公共施設整備と民間の都市開 発事業とのスケジュールのミス マッチ、初動期の資金確保の困 難性、用地先行取得や公共施設 整備等に関する民間事業者の負 担能力を超えたリスク等が隘路 となっている。地方都市におい ても、中心市街地の衰退、急速 な人口減少、高齢化等の諸課題 に直面し、民間投資を立ち上げ ていくことに限界が見られるこ とから、それぞれの都市の実情 に応じた個性的なまちづくりへ の取組が求められている。

また、密集市街地のように土 地や建物に関する権利が細分化 、輻輳しているなど民間事業者 の主体的な取組が期待できない 等、民間事業者を主体とする都 市開発事業には限界がある。

・このような都市再生における隘 路を打開するため、機構は、コ ーディネート業務や関連する公 共施設の整備等、次に掲げる都 市再生に係る業務を実施し、民 る目標を達成するためとるべき 措置

・機構は、その専門知識、経験を 活かしつつ、以下に掲げる市街 地の整備改善等を実施する。

の向上を通じた都市の再生

・同左

|については、75件の目標に対し、都市| 再生緊急整備地域内の地区を中心に11 6件(うち、新規19件)実施しており 、優れた実施状況にあると認められ、評 価できる。

また、急激な景気悪化等により販売環 境が悪化する中ではあったが、市街地再 開発事業や土地区画整理事業、関連公共 施設整備などの実施により、民間投資を 誘発する基盤整備等を着実に実施してい

- 間事業者の潜在能力を最大限に 引き出すための条件整備・支援 を行う。
- ・さらに、機構は全国的な都市再 生を推進するため、地方公共団 体やNPO等が抱えるまちづく りに関する課題に対応する目的 で、調査受託、機構職員の派遣 等も併せて積極的に行い、まち づくりの立ち上げを支援する。
- (1)都市再生拠点の重点的な整備
- 整備
- ・市街地の整備改善に民間事業者 の参画を促進するため、以下に 掲げる取組を実施し、民間の都 市再生が実施されるための条件 整備・支援を行う。
- イ民間の都市開発事業を支援する イ民間の都市開発事業を支援する コーディネートの実施
- ・地方公共団体、民間事業者等と の協力及び適切な役割分担の下 、関係権利者の合意形成、事業 推進体制の立ち上げ、事業計画 の策定等のコーディネート業務| を積極的に実施することとし、 140件程度実施する。
- □民間投資を誘発する基礎的条件□民間投資を誘発する基礎的条件 整備としての基盤整備・敷地整
- ・機構は、市街地再開発事業、土 地区画整理事業、土地有効利用 事業、住宅市街地総合整備事業 等の各種事業制度を活用し、民 間投資を支援する基礎的条件整 備としての面的整備を行う。

(参考)

・260地区程度で事業を実施し、103地区で事業を実施し、そ

- ・平成20年3月に策定した都市 再生事業実施に係る基準に従い 、民間との適切な役割分担のも と、より一層都市再生の推進に 寄与する。
- (1)都市再生拠点の重点的な整備
- ①大都市における都市再生拠点の|①大都市における都市再生拠点の 整備
  - ・同左
  - コーディネートの実施
  - ・地方公共団体、民間事業者等と の協力及び適切な役割分担の下 、関係権利者の合意形成、事業 推進体制の立ち上げ、事業計画 の策定等のコーディネート業務 を積極的に実施することとし、 中野駅周辺地区など75件程度 実施する。
  - 整備としての基盤整備・敷地整
  - ・同左

(参考)

、そのうち549ha程度の面的整備を完了、210ha程度の敷地を供給することを想定。 ・市街地再開発事業においては、特定事業参加者制度、特定建築者制度及び特定業務代行方式を活用し、民間事業者の参画を積極的に支援。	のうち66.3ha程度の面的整備を完了、26.7ha程度の敷地を供給することを想定。・同左			
ハ民間投資を誘発する関連公共施設整備 ・市街地の整備改善事業地区のうち、関連公共施設の整備が事業化の隘路とないる17地区程度において、主要な駅周辺や中心の整備を実施し、本体事業の進捗に合わせて完成させる。	設整備			
②地方都市における都市再生拠点の整備・地方都市の市街地の整備改善について、民間事業の誘致・誘導を図ったり、民間投資を引き出すため、地域の実情に応じ、以下に掲げる取組を実施し、民間の都市開発事業が実施されるための条件整備・支援を行う。	の整備 ・地方再生は国の重要課題として	4	地方都市におけるコーディネート対 については、30件程度の目標した。 1件(うち、新規19件)実施した。 特に、新潟県中越沖地震の接過である。 特に、新潟県中地震の接近である。 特に、新潟県中地震のであるである。 特に、新潟県中地震のであるであるである。 では、大きののでは、では、大きのののでは、では、 では、大きでは、では、 では、では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	ト業務を行った結果として、どのような成果が得られたのか、今後、検証を通じて明らかにしていく必要がある。
イ地方都市再生の推進を図るためのコーディネートの実施・地方公共団体、民間事業者等との協力及び適切な役割分担の下、地域資源の掘り起こし、民間需要を喚起・創造する仕組みづくり、事業計画の策定等のコーディ	のコーディネートの実施		にあると認められ、評価できる。	

ネート業務を積極的に実施する こととし、40件程度実施する。	
□民間投資を誘発する基礎的条件 整備としての基盤整備・敷地整備 ・機構は、市街地再開発事業、土 地区画整理事業等の各種事業制 度を活用し、民間投資を地方都 市再生活動に誘導する基礎的条 件整備としての面的整備を行う	□民間投資を誘発する基礎的条件 整備としての基盤整備・敷地整 備 ・同左
。 (参考) ・6地区程度において実施し、で のうち10.3ha程度の 整備を完了するととを 3ha程度の敷地を供給する とを想定。 ・市街地事業が大行方画を 者制度及、民間 を 活用し、民間 極的に支援。	(参考) ・静岡東部拠点地区など3地区において実施し、1.4haの面的整備を完了することを想定。 ・同左
ハ民間投資を誘発する関連公共施 設整備 ・市街地の整備改善事業地区のう	設整備

ち、関連公共施設の整備が事業 化の隘路になっている地区にお いて、主要な駅周辺や中心市街 地の道路等の関連公共施設の整 備を実施し、本体事業の進捗に 合わせて完成させる。				
③民間による都市再生拠点整備を 支援するための取組 イ参加組合員等の活用 ・機構が参加組合員等の手法を活 用し参画することにより、民間 の都市開発事業の完遂を支援す る。	③民間による都市再生拠点整備を 支援するための取組 イ参加組合員等の活用 ・同左	3	組合施行市街地再開発事業に参加組合 員として参画する等、民間による市街地 再開発事業を支援するほか、民間事業者 の参画促進を目的とした都市再生パート ナーシップ協議会(再開発グループ)に おいて、意見交換、情報提供に努めてい	
	ロ民間事業者へのネットワーク形 成等 ・同左		る。同協議会には、新たに12社が参加している。	
・また、地域資源や人材の活用、 新産業起こし、歴史・文化等を 活用した美しく個性的なまちな み形成を行うため、民間事業者 とのネットワークを強化、形成 する。	・同左			
・このため、民間事業者のニーズ を幅広く把握すべく、アンケー ト調査、意見交換等を実施する	・同左			
。 ハ再開発共同事業者エントリー制度の実施 ・機構が施行する市街地再開発事業において、民間事業者の参画を円滑に進めるため、再開発事				

業者エントリー制度を実施する ことにより、事業初期段階から 民間事業者の意向を幅広く把握 し、ニーズに合致した事業スキ ームの構築及び施設計画の策定 を行う。 (2) 密集市街地等の整備改善等に (2) 密集市街地等の整備改善等に よる都市の防災性の向上 よる都市の防災性の向上 密集市街地において、地方公共団体か ・密集市街地等の整備改善等に資 らの委託等に基づき、地元合意形成、関 する以下に掲げる取組を実施し 係行政機関との計画調整等のコーディネ 、都市の防災性の向上に取り組 ート業務を31地区で着実に実施してい ①密集市街地の整備改善 ①密集市街地の整備改善 また、都市の防災性の向上を図るため ・地方公共団体との適切な連携の ・地方公共団体との適切な連携の 、密集市街地における防災環境軸整備や 下、防災街区整備事業等の事業 下、防災上危険な建築物の建替 防災公園の整備を着実に実施している。 手法を活用し、建築物の耐震不 えの促進による耐震不燃化の向 燃化の向上、避難地・避難路等 上、密集市街地の整備改善を進 の防災公共施設の整備等を行い めるため、コーディネート業務 、密集市街地の整備改善を進め を積極的に行うとともに、国に おける制度の充実等を踏まえた また、地権者等の意見調整、関 取組みを行い、防災街区整備事 係行政機関との計画調整等のコ 業等の推進に努める。 ーディネート業務を行う。 ②防災公園等と周辺の密集市街地 ②防災公園等と周辺の密集市街地 等の一体的な整備 等の一体的な整備 ・地方公共団体との適切な連携の ・同左 下、周辺密集市街地等の整備改 善と一体的に、防災環境軸整備 を実施するとともに、防災公園 の整備を実施し、整備の完了し た地区から順次地方公共団体に 引き継ぐ。 (参考) (参考) ・防災環境軸整備を5地区実施、 ・防災環境軸整備を5地区程度実 施、防災公園整備を13地区程 防災公園整備を枚方市北片鉾町 度実施することを想定。 地区など9地区実施することを 想定。 ③共同住宅等に対する耐震診断及 ③共同住宅等に対する耐震診断及 び耐震改修の推進 び耐震改修の推進

・平成27年までに住宅等の耐震 化率9割とする国の目標に資す るため、都道府県耐震改修促進 計画に機構による耐震診断及び 耐震改修に関する事項が記載業 れた区域内に留意して 者の補完的の所有者からの委託 による耐震診断及び耐震改修の 推進に努める。	・同左			
(3)都市再生に資する都市公園整備 ・自然環境の創出再生、都市の防災性の向上等を通じて都市の再生を図る都市公園の整備を地方公共団体の委託に基づき、中期目標期間中に50箇所程度実施する。	備 ・自然環境の創出再生、都市の防 災性の向上等を通じて都市の再 生を図る都市公園の整備を地方	3	経済環境の急激な変化や地方公共団体の厳しい財政事情等による公園建設計画の見直し等があったものの、都市再生に資する都市公園整備を、光明寺公園など14箇所で実施(うち1箇所を完了)している。	
(4)民間事業者による民質な情質ない。 (4)民間事業者による民質を見ているののでは、 (4)民間事業のでは、 (5)とのでは、 (5)とのでは、 (4)とのでは、 (4)とのでは、 (5)とのでは、 (5)とのでは、 (5)とのでは、 (6)とのでは、	住宅ストックの形成等 ・同左		民間事業者の参画推進を目的とした都市再生パートナーシップ協議会の年度会の年度を受け、では、1000のでは	
(5)被災市街地のための復興事業の推進・平成7年に発生した阪神・淡路			※ 阪神・淡路大震災に関連する被災市 街地の事業受託が、平成16年度をも	l

大震災の復興事業等、被災市街 地の復興のための事業を着実に 進める。			って終了したため、同年度で中期目標 達成とし、評価を行わない。	
2 良好な居住環境を備えた賃貸住宅等の安定的な確保等・民間事業者による賃貸住宅の供給支援に努めるとともに、都ストックの適切な管理、有効活用等を行い、良好な居住環境を備えた賃貸住宅等の安定的な確保・居住者の居住の安定を図る。(1) 民間事業者による良質な再掲)住宅ストックの形成等(再掲)	宅等の安定的な確保等			
(2)既存賃貸住宅ストック等の再生と活用・売却可能なものは、居住者の居住の安定に配慮し、入居者の同意を得た上で、棟単位で売却に努める。	(2) 生の (	3	平成19年生代 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	

・機構移行に併せ、都市公団から 承継した既存賃貸住宅ストック 等の適切な活用を図るため、中 ・長期的な方針を定めるストッ ク総合活用計画を策定し、以下 に掲げる取組を実施することに より既存賃貸住宅ストック等を 有効活用し、居住性能の向上、 バリアフリー化等を推進する。

①敷地の有効高度利用や住宅の規 ①敷地の有効高度利用や住宅の規 模、間取り、設備水準の改善を 図るため、地方公共団体や民間 事業者との連携によるまちづく りと一体となった建替事業を推 進する。建替えに当たっては、 公営住宅等の整備への協力に努 める。

#### (参考)

- ・建替事業を150地区程度実施・建替事業を赤羽台地区など80 し、70地区程度完了、建替え により生じる整備敷地100h a程度の供給を想定。
- ② I DK化、洋室化等の間取りの ②同左 改善、バリアフリー化等の住宅 性能の向上を図るため、リニュ ーアルによる改良及び国等から の財政支援を得つつ、引き続き 高齢者優良賃貸住宅の供給に取

- ・平成19年度に策定したUR賃 貸住宅ストック再生・再編方針 及び個別団地の特性に応じた団 地別整備方針に従い、以下に掲 げる取組を実施することにより 既存賃貸住宅ストック等を有効 活用し、居住性能の向上、バリ アフリー化等を推進するととも に、空家入居者募集時の優先受 付期間の設定等による優先入居 や福祉施設の誘致により、高齢 者、子育て世帯等の政策的に配 慮が必要な者への賃貸住宅の供 給に重点化し、住宅セーフティ ネットの役割の強化に努めなが ら、規模の適正化を図る。
- 模、間取り、設備水準の改善を 図るため、地方公共団体や民間 事業者との連携によるまちづく りと一体となった建替え等の団 地再生事業を推進する。事業の 実施に当たっては、公営住宅等 の整備への協力に努める。
- ・団地全体を機構の賃貸住宅以 外の用途に活用する用途転換事 業を新たに実施する。

#### (参考)

地区実施し、新所沢第四地区な ど13地区完了、建替えにより 牛じる整備敷地16ha程度の 供給を想定。

建替え時に生じる整備敷地について、 地方公共団体や民間事業者と連携し、福 祉施設、民間住宅用地等として6ha供 給するとともに、既に譲渡した整備敷地 の活用により、福祉施設等の開設、公営 住宅の供給に協力している。

事業完了地区が9地区にとどまったの は、不動産市況の悪化等により、整備敷 地の供給計画を見直さざるを得なかった ことによるものであり、やむを得ないも のと考えられる。

高齢者の居住に適した環境を備えた8 団地を選定し、今後増加が見込まれる在 宅高齢者に対応した在宅長寿対応住宅の 試行実施に取り組むなど、住宅政策の先 導的役割を果たしている。

I (0 40 ±)	1		1	,
り組む。 ③地域ニーズに対応した施設の誘 致等の個別団地の施設街区の活 性化を図る施設再生事業を実施 する。	・今後、増加が見込まれる在宅高齢者に対応した、既存賃貸住宅ストックの新たな活用方策について、検討を行う。			
9 る。 ④賃貸住宅の修繕等に係る仕様・ 積算方式を見直し、新たな発注 方式を導入するとともに、改良 ・改善に係るものは、団地毎の 特性に応じて、費用対効果を勘 案しながら実施し、賃貸住宅管 理コストの削減を図る。	④同左			
⑤建替対象団地における補充停止 中の住宅及び施設について、定 期借家制度の導入を図り、資産 の有効活用を促進する。	建替対象団地に加え、新たに実			
(3)賃貸住宅の適切な管理等・・居住宅の適切な管理等・・居住水準の向上を図るため、機構によりでででは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、、のたが、以下の取組を実施では、、のたが、以下のでは、は、ないで、ののののでは、ないで、ののののでは、は、ないで、のののでは、は、ないで、は、ないで、は、ないで、は、ないで、は、ないで、は、ないで、は、ないで、は、ないで、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	(3)賃貸住宅の適切な管理等 ・同左	3	機構賃貸住宅において、より高速な住棟内LAN及びVDSL方式によるインターネットが利用できる住戸は、ストック全体の約83%になった。また、平成20年度中に建設した機構の賃住宅について、平成11年省エネルギー基準に対応した措置を100%実施するなど、IT化や省エネルギー対策を着実に推進している。	
。 ①居住水準の向上 ・民間供給支援型賃貸住宅制度を 活用し、良質なファミリー向け 賃貸住宅の供給を支援するとと もに、建替事業を実施する。	①居住水準の向上 ・同左			

②   T化の推進・機構が管理する賃貸住宅で、超高速・高速インタト対応の利用環境の整備し、ストックについて概する。	ーネッ を推進
・民間供給支援型賃貸住宅よって供給される民間関についても、IT化が図よう条件整備を行う。 ③省エネルギー対策の推進・建設する賃貸住宅につい成11年省エネルギー基準でした措置を100%実施。	貸住宅 られる て、平 準に対
(4) ・ (5) ・ (6) ・ (7)	及安修、改段進善きし内ビ充び全繕洗修差し 続た窓ス実少性項濯、解、 き申口のな

## ②IT化の推進

- 理する賃貸住宅につい・機構が管理する賃貸住宅につい ては、超高速・高速インターネ ット対応の利用環境の整備が概 ね完了したことから、引き続き 通信事業者と連携を図りつつ、 居住者ニーズに対応したインタ ーネット利用環境(通信速度等 の向上に向け取り組む。
  - ・民間供給支援型賃貸住宅制度に よって供給される民間賃貸住宅 についても、IT化推進を図る
  - ③省エネルギー対策の推進
  - ・同左

### 計画修繕の推進

- 本性能等の向上及び少 社会に対応する安全性 目的とした計画修繕項 窓建具アルミ化、洗濯 設置、電灯幹線改修、 、屋外通路等の段差解 いて重点的に推進し、 する。
- ビスの向上等
- 集に当たり、引き続き・同左 ーネットを活用した申 の実施、募集案内窓口 により顧客サービスの め、提供情報の充実な ど利用者のニーズに機動的に対 応したサービスを行う。
- 特に、「ハウスシェアリング制 度」や「マルチハビテーション 制度工等、顧客ニーズに対応し た入居制度を積極的に導入する

## ④重点的な計画修繕の推進

・同左

⑤顧客サービスの向上

・顧客ニーズに対応した入居制度 の導入及び付加価値の高いサー ビスの提供を検討する。

階段手摺の設置率が100%となる等 、計画修繕項目を着実に実施している。

高齢者、子育て世帯等への賃貸住宅の 供給の重点化を図るため、平成20年度 から新規住宅入居者募集における当選倍 率優遇の拡充及び空家入居者募集におけ る優先受付期間の設定を実施するなど、 様々な顧客ニーズに対応できる体制の拡 充に努めている。

賃貸住宅管理の民間委託については、 平成20年度に新たに委託を開始した2┃平成21年度以降順次競争性のあ 〇2団地を含めて431団地において民間る契約方式に移行するが、業務の 間事業者への委託を行っている。

また、賃貸住宅管理業務については、1ついて適宜見直しを行うとともに 「随意契約見直し計画」に従い、機構本」、入札条件等についても真に競争 体に内部化する業務を除き、原則として|性が図られているかという観点か すべて競争性のある契約方式に移行する」ら検証し、サービス・品質を確保 こととしており、平成20年度はそのたした上で賃貸住宅管理の更なる効 |めの制度構築が行われているが、その評|率化を図る必要がある。 価は、平成21年度の試行実施及び平成

賃貸住宅管理業務については、 実施状況等を検証し、業務内容に ・また、居住者との意思疎通を図・同左 り、信頼関係を構築する

⑥賃貸住宅管理の民間委託

・現地管理業務(居住者からの各)・同左 種届出の受付やその対応、窓口 案内等業務)について、新規団 地を中心として、民間事業者へ の委託を引き続き実施するとと もに、既存団地についても、段 階的に実施する。

⑥賃貸住宅管理の民間委託

- ・その上で、民間事業者による業 務の実施状況等を検証し、業務 内容等について見直しを行う。
- ・また、入居者募集業務について 、公共サービス改革基本方針に 定められた民間競争入札の実施 に向けた手続き等を着実に進め

22年度からの本格実施の状況を踏まえ て行うこととなる。

また、UR営業センター等における入 居者募集業務については、「競争の導入 による公共サービスの改革に関する法律 」及び「公共サービス改革基本方針」に 基づき、内閣府に設置された官民競争入 札等監理委員会の審議を経て実施要綱を 定め、民間競争入札を実施している。こ |れは結果として、引き続き(財)住宅管 理協会が受託することになった。この一 連の取組の検証・評価は、前述の委員会 にゆだねられるものである。

れた業務等

・次に掲げる業務の執行管理を確 実に行い、計画的な事業完了を 月指す。

(1)ニュータウン整備事業

- ・土地の早期供給・処分のため、 第二中期目標期間中に工事を完 了し、大街区で民間事業者に処 分するなど完成前の状況でも処 分を進め、中止・縮小を含め、 抜本的に事業計画を見直し、事 業を実施する。
- ・また、事業初期段階にある地区 については、事業リスクの縮小 が図られ採算性の確保が確実な 場合にのみ事業を実施すること とする。
- ・事業計画の見直しに当たっては一・同左

3 新規に事業着手しないこととさ 3 新規に事業着手しないこととさ れた業務等

・同左

(1)ニュータウン整備事業

・土地の早期供給・処分のため、 大街区で民間事業者に処分する など完成前の状況でも処分を進 め、中止・縮小を含め、抜本的 に事業計画を見直し、事業を実 施する。

・同左

ニュータウン用地については、月標の 500haに対して265haの供給・ 処分にとどまった。これは、経済環境の 急速な悪化の影響により、民間事業者の 新規投資の見直し等が行われたことが背 景としてあり、中期計画期間全体では目 標を上回る供給・処分を達成している。

供給・処分計画を策定した100地区 について、計画と実績の乖離を分析し、 事業の早期完了を図るための事業見直し を進めている。

更に、追加工事について、当初工事と 一括して入札を行う「枠組み協定型一括 入札方式」に移行する等により、平成1 9年度比で3.8%のコスト縮減を達成 しているほか、環境共生、コミュニティ 支援などのまちの魅力向上を図る取組み を実施している。

- 、期限を定めて行うとともに、 地区毎の慎重な需要予測に基づ き、供給・処分に必要な範囲に 限定した投資計画とする。
- ・追加工事を行う場合にあっても 、公共施設の整備水準の見直し を行うなど、徹底したコスト削 減を行い、必要最小限の工事と する。
- ・事業計画の見直し後においても 、毎年、地区毎の供給・処分収 入の計画と実績の乖離を分析し 、さらに必要な事業計画の見直 しを行うとともに、用地の供給 ・処分の見通しを踏まえた段階 的な実施など、弾力的に事業を 実施する仕組みを構築する。
- ・以下の具体的な方策により、現 中期目標期間中に2,000h a以上のニュータウン用地を供 給・処分(やむを得ない場合等) に賃貸することを含む。) する
- ①毎年地区毎の供給・処分計画を ①同左 策定し、四半期毎に進捗状況を 管理する。
- ②民間事業者との連携強化、地方 ②民間事業者との連携強化、地方 公共団体への早期処分、処分方 法の多様化(インターネット等) の活用による事前PR、競争入 札方式による競争原理の徹底、 信託方式の活用等) などの方策 により用地の供給・処分を促進 する。特に、民間住宅事業者へ の販売を重点的に推進するため 、事業者選定方式の簡素化によ る事業者負担の軽減や、中小・

・同左

・同左

・平成19年度に現中期計画の供 給・処分量である2,000h a以上を達成。以下の具体的な 方策により、500ha程度の ニュータウン用地を供給・処分 (やむを得ない場合等に賃貸す ることを含む。) し、更なる前 倒しに努める。

公共団体への早期処分、処分方 法の多様化(インターネット等 の活用による事前PR、競争入 札方式による競争原理の徹底、 信託方式・開発オプション権方 式の活用等) などの方策により 用地の供給・処分を促進する。 特に、民間住宅事業者への販売 を重点的に推進するため、事業 者選定方式の簡素化による事業 地元ハウスビルダー等の新規開 者負担の軽減や、中小・地元ハ

厳しい経営環境の中、機構としては、 事業コスト縮減、事業の早期完了に向 けた様々な努力をしたものと評価でき

拓により営業先を拡大する。 ③宅地募集の都度実施する顧客への意向調査や、毎年実施する民間住宅事業者説明会、施設誘致企業説明会等を通じて、二一ズを幅広く捉え、「新・郊外居住」等の商品企画に反映する。	ウスビルダー等の新規開拓により営業先を拡大する。 ③同左 ・「安心・安全」「環境共生」 「コミュニティ支援」等のまち の魅力向上を図る取り組みを推 進する。			
	(2)特定公園施設 で理 で	4	平成20年度の利用者は、過去5年 年度の利用者は、過去5年 5年度の利用者は、過去5年 5年を認められており、優れた実施状況にある。 また、独立行政法園の理合理化計公園の また、3箇所のが地方を関いて国及が地方と、3箇別の完了に向けた協議の 5国営木曽三川公園の公共始園のにでは、機構資産の処分等にのにでは、機構資産の処分等には、機構資産のといては、できる。 と認められ、評価できる。	
(3)分譲住宅業務等・既に事業着手している分譲住宅(再開発等に伴い必要となるものを除く。)については、必要に応じ計画の見直しに努めつて供給するとともに、住宅記工係を手工敷地の供給を行いるといるを得ない事情のもある。機構法	(3)分譲住宅業務等 ・係争等のやむを得ない事情のも のについて、その状況を踏まえ、 適切に対応する。	3	平成20年度において、係争等のやむ を得ない事情のものを含め、当該業務の 全てを完了させた。	

附則第12条第1項第2号の賃 貸住宅に係る業務を完了する。				
(4)第三種鉄道事業 ・第三種鉄道事業(小室〜印旛日 本医大間)については、発足後 速やかに民間事業者への事業譲 渡を行う。	<del></del>		※鉄道事業については、平成16年度に 民間事業者に事業譲渡し、終了したた め、平成16年度で中期目標達成とし 、評価を行わない。	
・業務遂行に当たっては、以下の 取組を実施し、国民に対するサ ービスの向上に努める。 (1)地域住民・地方公共団体、民	(1)地域住民・地方公共団体、民 間事業者等との緊密な連携推進	3	各支社等において、都市再生の取組み 状況等に関しては、地域住民、地方公共 団体等との意見交換会、情報交換会等を 延べ333回開催するとともに、民間業 界団体等との意見交換会や業務に関する 説明会等を延べ63回開催するなど、積 極的にコミュニケーションを図っている。	
①地域住民・地方公共団体等とのコミュニケーション・関係する地域住民・地方公共団体等との相互理解促進と都市の将来像や地域のあり方を語り合うコミュニケーションの機会を積極的に設ける。	コミュニケーション			
	域住宅協議会等を通じて、地方 公共団体等との連携強化に努め る。			

1	意向等の把握に努める。			
・賃貸住宅建替え等においては、 既存樹木の利活用とともに、都 市の既成市街地において、建物 の形状等を考慮の上、屋上緑化 を推進。	(2) 環左 (2) 環左 (2) では、 (3) では、 (4) では、 (4) では、 (5) では、 (5) では、 (6) では、	3	平成20年3月にでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	
・地下浸透工法、透水性舗装等に より地下水涵養を図ることで、 都市の自然環境の保全等に資す る取組を進める。 ②建設副産物等のリサイクルの取	・同左 ②建設副産物等のリサイクルの取			
組 ・国の「建設リサイクル推進計画 2002」で定める建設副産物 の再資源化率等の目標値(平成 17年度まで)の達成を目指し	組			

で押している。 ・・ さ替のし、 ・・ さ替のし、 ・・ さ替のし、 ・・ で別建設で、 ・・ で抑している。 ・・ は、 ・・ は、 ・・ は、 ・・ は、 ・・ は、 ・・ は、 ・・ は、 ・・ にで、 ・・ にで、 ・ にで、	産物の再資源化率等の平成22 年度目標値(参考値)を踏まえた目標値を設定し、建設工事等で発生する建設副産物の発生を抑制し、リサイクルに努める。 ・国の建設副産物等の再資源化率等の目標値が新たに策定された場合は、これに基づき取り組む。	
・「国等による環境物品等の調達 の推進等に関する法律」に基づ き行うこととし、中期目標期間 中における特定調達品目等の調 達の目標は、同法第6条の規定 に基づき、国が定めた「基本方 針」の基準を満たしたものを、	③環境物品等の調達 ・同左	
公共工事で調達する場合を除き、100%とする。 ・また、特定調達品目等のうち、公共工事については、同基本方針に規定された目標に基づき、的確な調達を図る。	・同左	

・ 中住広消とに様り措っ中体給整バれにいー明宅の殴り賃りののア置たにで支備リる、建す及ア既ににるフ中宅ま制宅にをるもったでも改は化バ割賃す貸賃一件整つにま保りびフ存よ対。リニスた度によ行公バーリーでさとて部リよ宅構割型れフう構物にはのでさとて部リよ宅構割型ににありつ共りののと賃置の仕住記たらを期ク間って給とがフリーのでは、マーりののと賃によ行公バーのでは、マーリーののと賃によ行公がませんがするのでは、第部図アを住。宅住様備すてめは、第一位がするのでは、第一位があるがませんが、ののとして、といばと性アードでは、第一位がある。		3	新規に供給する機構賃貸住宅においては100%をバリアフリー化しているほか、既存賃貸住宅においてもバリアフリー化を進め、機構賃貸住宅ストック全体でのバリアフリー化率は平成19年度末の約39%から平成20年度末は約40%となっている。
(4)住宅性能表示の実施 ・住宅の質を確保し、説明責任の 向上の観点から、中期目標期間 中に建設する機構の賃貸住宅に ついて、住宅性能表示を100 %実施し、募集パンフレット等 を用いて情報提供する。	(4)住宅性能表示の実施 ・同左		
(5)調査研究の実施、技術力の維持向上・市場動向、顧客ニーズ・確定とののでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次			

同研究を活用するほか、蓄積し た研究成果、技術力等を社会へ 還元するため、研究報告会開催 、研究所の公開及び調査研究季 報発行等の情報提供を積極的に 行う。

#### (情報提供)

- ・研究報告会開催(1回/年)
- ・研究所の一般公開(3日程度/|・研究所の一般公開(3日程度/ 週)及び特別公開(1回/年)
- ・調査研究期報の発行(2回以上/年)

#### (情報提供)

- ・研究報告会開催(1回/年)
- 週)及び特別公開(1回/年)
- ・調査研究期報の発行(2回/年)

## Ⅲ予算(人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画

- 1 繰越欠損金の削減
- ・繰越欠損金の解消に向け、キャ ッシュフローの改善、バランス シートの改善及び組織のリスト ラについて、経営改善計画を策 定する。当該計画を着実に実行 し、第三期中期目標期間中の繰 越欠損金の解消のため、計画的 に削減することとし、現中期目 標期間中に1,900億円を削 減する。

#### 2 財務体質の強化

財政基盤の強化を図り、有利子 負債の削減を進めるため、次の ような取組を行う。

- ・採算性に問題のあるプロジェク トについては、事業の見直しを 行った上で、用地の処分も含め てできる限り速やかに完了させ
- ・投下資金の回収を促進し、自己・同左 財源の確保を図るとともに、新

Ⅲ予算(人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画

- 1 繰越欠損金の削減
- ・繰越欠損金の解消に向け、キャッ シュフローの改善、バランスシ ートの改善及び組織のリストラ について、経営改善計画を着実 に実行することにより、繰越欠 損金を削減する。

#### 2 財務体質の強化

- ・財政基盤の強化を図り、有利子 負債の削減を進めるため、次の ような取組を行うとともに、一 部先行実施したものを含め経営 改善に向けた取組を着実に実行
- ・事業環境の変化等により採算性 に問題の生じたプロジェクトに ついては、事業の見直しを実施 し、可能なものから用地の処分 を行う。

平成20年度決算においては、賃貸住 宅事業では安定した収益を確保したもの の、都市再生事業では不動産市況の悪化 の影響等により土地の売却益が伸び悩ん だことなどから、当期総利益は年度計画 策定時の収支計画における550億円を 下回る284億円となった。

しかしながら、毎事業年度の利益を繰 越欠損金の削減に充てることにより、中 期目標期間中の削減予定額1,900億 円を大きく上回る3、358億円の繰越 欠損金の削減を達成したことは高く評価 できる。

この結果、平成20年度末における繰 越欠損金の額は約3,929億円となっ ているが、平成21年3月末に経営改善 計画を見直し、第3期中期日標期間中( 平成26年4月~平成31年3月)に繰 越欠損金の解消を図ることとしており、 過去の実績及び今後の経済見通しに照ら して着実な見通しが示されているものと 評価できる。

保有資産の売却については、宿舎、二 ュータウン地区内利便施設を売却すると ともに、他の保有資産についてもそれぞ |れ計画を策定、または策定することとし| 規投資の重点化を図ることによ り、キャッシュフローの確保を 図る。

- ・保有資産(再開発ビルの事務所 床、事務所・社宅用地、割賦債 権、定期借家の底地権等)の売 却を進め、資産の圧縮を図る。
- ・事業執行管理の徹底に一層努め 、その事業の特性を踏まえた資 金調達条件の見直しを図るとと もに、金利負担を低減するため の方策の検討を行い、保有コス トの適正化を図る。
- ・資金調達方法の多様化を図るた めの方策の検討等を行い、可能 なものから実施に移す。
- ・機構の経営管理・活動管理のた め、「管理会計」手法を導入す
- 3 宅地造成等経過勘定に係る財政 融資資金の償還
- ・経過勘定に係る財政融資資金に ついては、ニュータウン整備事 業の宅地譲渡等から得られる資 金や民間借入金等により得られ る資金を財源として償還を行い 、現中期日標期間中の早期に完 了する。
- 4 宅地造成等経過勘定に係る政府|3 宅地造成等経過勘定に係る政府 保証の付与
- ・経過勘定において政府保証を付・経過勘定において政府保証を付

- ・整理合理化計画も踏まえ、引き 続き保有資産(再開発ビルの事 務所床、事務所・社宅用地、割 賦債権、定期借家の底地権等) の売却に係る検討を行い、可能 なものから実施に移す。
- ・事業執行管理の徹底に一層努め 、その事業の特性を踏まえた資 金調達条件の見直しを図るとと もに、金利負担を低減するため の効率的な資金管理を行う。ま た、宅地造成等経過勘定におい ては、債務の早期償還を図るた め、引き続き投下資金の回収を 促進し有利子負債の早期圧縮を 図ることにより、借入金の借換 リスクの低減を図る。
- ・同左
- ・機構の経営管理・活動管理に適 した、「管理会計」手法を引き 続き検討し、導入する。

保証債の付与

| ており、不要となったものについて順次| 廃止・処分・売却等を行うなど、着実に 資産の圧縮を進めており評価できる。

監事の監査報告において「保有資産の 見直し」について指摘されているとおり 、今後も現下の不動産市況等を踏まえ、 適切な処分時期を見極め、着実に進めて いくべきである。

減損損失については、財務諸表に要因 も含めて注記されており、適切に処理さ れていると認められる。

金融資産においては、割賦債権につい て、市場動向等を見据えて証券化の可能 性の検討を行い、適切に対応することと している。

リスク管理債権(貸倒懸念債権及び破 産更生債権等の合計)の額は、平成20 年度末で約705.3億円であり、平成 19年度末の約712.4億円に比べ約 7. 1億円減少している。割賦金等の延 滞が発生した場合は、機構において定め られた手続きに基づき、継続的な督促等 、適切に対応することとしている。

予算のうち、福利厚生費については、 国における取扱いに準拠するとともに、 業務上の必要性の観点から見直しが適切 に行われている。

※宅地造成等経過勘定に係る財政融資資 金の償還については、平成17年度中 に全額実施したため、平成17年度で

した調達(原則として政府保証 債)は、平成24年度末までに 償還を終え、残高1.1兆円程 度を限度とする。	債) については、中期計画を踏		中期目標達成とし、評価を行わない。	
5 予算 ・別表 1 のとおり	4 予算 ・別表 1 のとおり			
6 収支計画 ・別表2のとおり	5 収支計画 ・別表2のとおり			
7 資金計画 ・別表3のとおり	6 資金計画 ・別表3のとおり			
Ⅳ短期借入金の限度額 ・限度額:4,600億円 ・想定される理由 ・予見しがたい事由による一時 的な資金の不足に対応。 ・運転資金として機動的に運用 することにより、金利の低減 を図る。	IV短期借入金の限度額 ・同左 ・同左			
	V重要な財産を譲渡し、又は担保 に供しようとするときは、その 計画 ・同左			
Ⅵ剰余金の使途 ・剰余金は予定していない。	VI剰余金の使途 ・同左			
™その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1施設及び設備に関する計画・該当なし	Ⅲその他主務省令で定める業務運営に関する事項 1施設及び設備に関する計画・同左			
2 人事に関する計画 (1)方針 ・現行の人事制度を、目標管理や 評価基準の明確化などにより補	2 人事に関する計画 (1)方針 ・人事評価制度の適切な実施に努 める。	3	常勤職員数の削減については、平成2 〇年度末4,000人以下の目標に対し、実際の職員数を3,994人とし、着	

強し、個々の職員の勤務成績及 び法人の業務実績を給与・特別 手当に反映させる。

- ・目標管理的手法を取り入れた人 事評価制度と連携した効率的な 職場内研修(OJT)や職場外 研修の計画的な実施と併せて、 多様な業務を経験させることに より、専門的技術力及びノウハ ウの習得・承継を図るとともに 、機構職員に必要な事業リスク 管理等の知識、能力の養成に努 める。また、自己啓発援助の充 実等により、職員の総合的な知 識・能力の向上、公的資格等取 得の促進を図る。
- ・職員数の計画的削減に取り組み つつ、業務内容に応じて必要な 人員を確保し、人員の適正な配 置により業務運営の効率化を図 る。

#### (2)人員に関する指標

- ・平成15年度における常勤職員 ・同左 数4,690人(都市公団4, 443人、地域公団地方都市部 門247人) を、中期日標期間 の最終年度期末に4,000人 とする。
- ・なお、「特殊法人等整理合理化 計画 | 閣議決定時の平成13年 度から先行的に取り組んでいる 削減については、中期目標期間 の最終年度期末までの間に、平 成13年度の両公団を合わせた 常勤職員数4,970人の2割 にあたる約1,000人を計画 的に削減する。
- ・また、ニュータウン部門におい て人員の削減を図り、平成13

- 専門的技術力・ノウハウに加え、 機構の重要課題である経営・財 務等を含む総合的な知識・能力 の付与を職種にとらわれること なく実施し、機構の理念に即し た人材育成に努める。
- ・自己啓発援助としての公的資格 等取得については、通信教育講 座の受講費援助及び資格取得の ためのセミナーを実施し、その 促進を図る。
- ・同左

(2)人員に関する指標

|実に目標を達成している。この結果、総 人件費改革における目標の5%を上回る 7%の削減を既に達成していることは高 く評価できる。

職員の給与水準については、比較指標 となる対国家公務員指数(平成19年度 ) は、年齢階層別で120.6であるが 、地域・学歴をも勘案した実質的な指数 は115.5であり、機構は更に①業務 上の特性による管理職配置の必要性、② 専門性の高い優れた人材を継続的に確保 ・定着させていく必要性、なども給与水 準に影響を与えている理由として挙げて いる。

また、給与水準の適正化への取組みに ついては、平成19年度から実施してい る給与構造改革を継続的に進めるととも に、「独立行政法人整理合理化計画」の 趣旨を踏まえ、業務の見直しとあわせて |組織のスリム化を進め、管理職数を削減 することにより、平成22年度の年齢・ 地域・学歴を勘案した実質的な国家公務 員指数を113.4(見込)とすること としている。

機構によるこれらの説明については、 一定の理解ができるものではあるが、国 ちに有するものではないと考えら 民の視点に立ったより一層わかりやすい れるものの、年々減少していると 分析と説明を行うとともに、今後とも、│はいえ、4、000億円弱の繰越 |給与水準の適正化への取組みを継続して|欠損金を抱えていること等を踏ま いく必要がある。

なお、監事の監査報告においても、今|る説明責任を果たしていく必要が| 後も独立行政法人整理合理化計画の趣旨ある。 に沿って、さらに給与水準の引下げに努 力することが求められる、との指摘がさ れている。

給与水準とは直接的な関係を直 えれば、給与水準について、更な

年度の常勤職員数1,500人 と比較して、次期中期目標期間 の最終年度期末までの間に概ね 4分の1とすることとし、現中 期目標期間中も計画的な削減を 行う。

#### (3)総人件費改革の取組

- ・「行政改革の重要方針」(平成 17年12月24日閣議決定) を踏まえ、総人件費改革に取り 組む。平成18年度から5年間 で人員について5%以上の削減 を行うこととし、現中期目標期 間中はその最終年度(平成20 年度)までに常勤職員数を4. 000人とする人員削減目標を 達成する。
- ・国家公務員の給与構造改革を踏 まえて、役職員の給与について 必要な見直しを進める。
- 3 子会社・関連会社等の整理合理 3 子会社・関連会社等の整理合理 化
- ・子会社・関連会社等については 、機構以外の株主である地方公 共団体等の理解を得つつ、出資 目的を達成した会社の株式売却 や経営合理化の観点からの統合 等を推進し、中期目標期間の最 終年度(平成20年度)期末ま でに、平成13年度の58社か ら約半数の30社程度に整理す る。

## (3)総人件費改革の取組

- ・「行政改革の重要方針」(平成 17年12月24日閣議決定) に基づく総人件費改革に取り組 む。平成18年度から5年間で 人員について5%以上の削減を 行うこととし、平成20年度期 末に常勤職員数を4,000人 以下とする人員削減目標を達成 する。
- ・国家公務員の給与構造改革及び 整理合理化計画を踏まえて、役 職員の給与について必要な見直 しを進める。
- 化
- ・経営が安定し、出資目的を達成 した子会社・関連会社等につい ては、引き続き経営の合理化を 進める観点からの統廃合を推進 するとともに機構以外の株主で ある地方公共団体等の理解を得 つつ、株式の売却に努める。

子会社・関連会社等の株式売却につい 子会社・関連会社等との随意契 て、2地方公共団体と協議を進め、関連1約については、子会社・関連会社 公益法人の(財)多摩都市交通施設公社を含めた機構全体の事業実施のあ については、平成20年度末に解散した10方を抜本的に見直し、平成20

子会社・関連会社等との契約の透明性 ころであるが、随意契約見直し計 競争性を図るために、子会社・関連会|画において、子会社・関連会社と 計等を含めた機構全体の事業実施のあり<br/>
」の随意契約は6億円(平成18年 方を抜本的に見直した上で、年度計画に|度ベース)にまで縮減することと |加え、子会社・関連会社等との随意契約|されている。この取組については については、原則、すべて競争性のある 、国民の関心も高く、また厳しい |契約方式へ移行し、平成20年度から競||目線が向けられていることを踏ま 争化を開始している。また、平成20年<br />
「えれば、早期にこれを達成できる」 度の競争性のない随意契約について、次よう次年度以降も着実な取組みを |年度以降に競争性のある契約に移行予定||行うよう期待したい。 のものと競争性のない随意契約とならざ

年度から競争化を実施していると

4 中期目標期間を超える債務負担		るペは平等契▲幅はの け業容見 の資益主を総後付ふい 社す「取的をたな関なで4契約。、まな織 自よ(、な同議、策と て情おのいるるち対でるの残にの含とる金果総金同6銭れ、討 表引ム関状ているでの0契よ。直61住益益直を会を準金利、、機使し、連会も政び開い公評年約る2さ億5宅法性し検社検が以害平機構途い 連会も政び開い公評年約る2さ億5宅法性し検社検が以害平機構途い 連会も政び開い公評年約る2さ億5宅法性し検社検が以害平機構途い 連会も政び開いが連い件%約額 国え事形 己り外他ど社さ当目さ 、報い補て一組ら会随数と額全 に、業態 資自のの調株れ該的れ 子開て助一ムみ、社意で大で体 お事内の 本己利株整主、寄にて 会示も・体ムみ、社意で大で体 お事内の 本己利株整主、寄にて 会示も・体	
・中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。	・市街地再開発事業等において、 次期中期目標期間にわたって契 約を行うことを予定している。		

<記入要領>・項目ごとの「評定結果」の欄に、以下の段階的評定を記入するとともに、その右の「評定理由」欄に理由を記入する。

5点:中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

4点:中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

3点:中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

2点:中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

1点:中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

・5点をつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評定理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

## 平成20年度業務実績評価調書:独立行政法人都市再生機構

## 総合的な評定

## 業務運営評価(実施状況全体)

極めて順調	順調	概ね順調	要努力	評定理由
				各項目の合計点数=85
	0			項目数27X3=81
				下記公式=105%

#### <記入要領>

- ・個別項目の認定結果をもとに、以下の判断基準により、それぞれの欄に〇を記入する。
- 〇(各項目の合計点数)/(項目数に3を乗じた数)が120%以上である場合には、「極めて順調」とする。
- ○(各項目の合計点数)/(項目数に3を乗じた数)が100%以上120%未満である場合には、「順調」とする。
- 〇(各項目の合計点数)/(項目数に3を乗じた数)が80%以上100%未満である場合には、「概ね順調」とする。
- 〇(各項目の合計点数)/(項目数に3を乗じた数)が80%未満である場合には、「要努力」とする。
- ・但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更 すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で変更することができる。

## 総合評価

## (法人の業務の実績)

平成20年度は、第1期中期目標期間の最終年度であることから、平成20年度の実績のみならず、平成16年度からの5年間にわたる中期計画の達成状況も踏まえつつ、平成19年末に閣議決定された独立行政法人整理合理化計画や政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見等に基づく業務改革の取組状況や取組方針について検証を行ったものである。

これまでの、都市再生機構の業務運営については、繰越欠損金の削減、事業リスクの管理、事業評価の実施、一般管理費・事業費の削減など経営の効率性・自主性を高めるための取組について一定の進捗が認められ、個別の評価項目においても点数が高くなっている。また、事業運営については、独立行政法人整理合理化計画を受けて、都市再生事業について公の政策目的に資するか等を判断する実施基準を作成し、当該基準に基づいて事業を行う民間事業者バックアップ型の都市再生の推進、賃貸住宅事業について高齢者、子育て世帯等の政策的に配慮が必要な者への供給の重点化を図るために、これらの者に対する当選倍率優遇の拡充や優先受付期間の設定など、着実に取組を実現したものとして評価できる。

また、これらの取組みを含めて、中期計画に掲げた目標の大半を最終年度である平成2 〇年度までに達成したことは評価できる。

一方で、随意契約見直し計画に対する取組状況、子会社・関連会社等との関係性の透明性の向上、給与水準の適正化などについては、改革に向けた取組みが進められているものの、これらの事項に係る都市再生機構の取組については、国民の関心も高く、また厳しい目線が向けられていることも踏まえれば、着実な実行を図るとともに、取組の途中過程においても丁寧な説明責任を果たすことが求められており、この点で、より一層の積極的な取組を期待する。

都市再生機構が担う役割は、社会や国民のニーズの変化によって変わってゆくものであり、平成16~20年度の5年間は、大きな変化がみられた期間でもある。いつの時代においても変わらぬニーズがあるものも存在するが、それとは別に、近年の大きな変化に対応してきた都市再生機構の業績は、これからの実績をもとに、一定の期間を経て評価せざるを得ない部分も存在するのであり、継続的な取組が必要である。例えば、地

方都市再生のコーディネート業務、随意契約の見直しの実質的な効果、すなわち、住民からみたアウトカム成果、密集市街地の改善整備による都市の防災性の向上、環境への配慮などがその事例である。

また、今後、そのような社会や国民のニーズを的確に把握し、その動向に柔軟に対応するためには、組織のあり方とそこに働く人材の質の問題が問われてくると考える。的確で柔軟な組織の改編と人材育成のための先を見通した研修の実施に一層努力することを期待したい。

## (課題・改善点、業務運営に対する意見等)

#### <経営管理・コスト管理等>

- 機構のコスト管理には経営のスリム化など相当の経営努力がなされており、それなり に評価できるが、自主自立経営を確立するためには、有利子負債の削減や効率的な資産 運用による財務構造の改善が長期的に大きな課題となる。
- O 事業リスク管理については、リスクをとらないために行うのではなく、URの存在 意義でもある民間ではとれないリスクをとるために行うものであることを常に念頭に 置いてほしい。
- 〇 一定金額以上の販売用不動産については、少なくとも年2回程度、経営判断が適時適切に行われているかどうかモニタリングする仕組みを構築 し、決算の透明性を向上させることが望ましい。
- 〇 最近はキャッシュフロー経営が重視されているので、不動産販売の取扱いにはよく市場を見ることが必要。今後はあまり値上がりは期待できないのではないか。
- ニュータウン計画がうまくいかなかった原因についてきちんと総括し、同じ轍を踏まないような原則を確立する必要がある。

## <都市再生事業等>

- O URの役割は時代とともに少しずつ変わってきている。都市再生に係る事業実施基準を策定したこと自体は評価できるものだが、これをずっと金科玉条のごとく変えないのではなく、現に補正予算において従来以上に大きな役割を果たすことが期待されているように、不断に見直しを行い、少しずつ改善を図っていくことが望ましい。
- 賃貸住宅事業については安定した収益を確保しているが、都市再生事業については景 気変動の影響を大きく受けている。土地を売却するタイミングについて基準を設けるな どする必要があるのではないか。
- 〇 昨今の不動産市況の冷え込みから、今後の業務の展開を厳しく見ておく必要がある のではないか。
- O 密集市街地の整備にあたっての権利調整をはじめとするコーディネート業務は、国 民がURに期待する機能として大きなものだと思う。利用者がアクセスしやすく、コ スト的にも見合うものに育てていってもらいたい。

#### <随意契約>

〇 随意契約見直し計画において、競争性のある契約方式への移行が計画的に進められているか、随意契約に至った具体的な経緯を明らかにすべきである。また、既に移行したものについても、民間事業者が実質的に参入できないハードルを作っていないか検証が

必要である(随意契約と機構職員の関係会社への再就職との関係を含む)。一方で、競争により安値で発注できても品質を確保できなければ本末転倒である。

- 随意契約の見直し状況について、数字としては確認できたが、民間事業者の参入を図りつつもサービス水準を維持することが最も重要である。競争的な調達を進めるためにも、仕様書を整備するとともに、その内容も詳細かつわかりやすいものへと見直すことが不可欠である。
- 随意契約見直し計画において、平成20年度から競争性のある契約方式に移行する 原則から除外されている真にやむを得ないもの、移行に時間を要するものについて、 ホームページで個別契約ごとに公表を行っているが、全体像についても示してほし い。

## <関連法人等>

- 〇 関連公益法人(9法人)については、昨年12月に施行された新法における5年の移行猶予期間内にどのような対応を図るかについて具体的な計画策定を行い、その方向性を明確にする必要がある。
- 〇 機構と関連法人等との取引の約半分は競争性のない随意契約によるものだが、当該取引の透明性を高めるための取組みを充実・強化する必要がある。

## <新たな課題への対応>

- 今後、世の中のあり方(ライフスタイル)は今までとは相当異なるものになると考えている。特に低炭素社会は大きな課題であり、これに対してURとしてどのように取り組んでいくのか。また、相当程度増加している低所得者に対する住宅をどうするのかも課題。いずれの課題についても地方分権という大きな流れの中で対応する必要がある。
- これまでの住宅づくりは、バリアフリー化、耐震性の強化、災害対策などを主な目的に行ってきたと思うが、今回のリーマン・ショックや市町村合併、格差の拡大などで新たな問題も出ている。街づくりでは、合併市町村の中心がなくなり生活に不便をきたしたり、デパートなどのランドマークが次々と撤退するなど、特に地方の衰弱が激しい。また、非正規、派遣社員が急増し、住宅を巡る環境が二分化している。高齢者の一人住まい、核家族、単身世帯の増大などに対応してどのような街づくりが必要か。これらについて、場合によっては中期目標の見直しも含めて検討する必要がある。

### く評価の考え方>

○ 数値目標を達成した、達成していないということで評価するのがいいのか。本来的に 言えば、景気等の外部の諸状況を勘案して評価していくべきではないか。

## (その他推奨事例等)

既存ストックを活用して、少子高齢社会や多様なニーズに対応できる住宅へ再生するため、住棟単位でのバリアフリー化、景観への配慮等の多様な技術開発を行うため、民間の 共同研究者の提案に基づく試験施工等の研究をひばりヶ丘団地等において進めた。 独立行政法人整理合理化計画、総務省政独委「平成19年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」等への対応の実績及びその評価

	実績	評価
1. 随意契約の適正化 ①規定類の適正化(国の基準と 同額等、会計検査院指摘事項を 踏まえているか)	・既に国と同様の基準となっており、契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類について適切に整備している。	・契約方式、契約事務手続等に係る規程類については、既に整備されており、契約の方法に係る内容については、国の会計法等の基準と比べ不十分とは認められなかった。
②随意契約の比率の引き下げ	争性のない随意契約のうち約8割を一般競争入札等に移行	・平成20年度における随意契約は1,757件、総額866億円となっており、契約の件数及び金額に占める割合については、平成19年度と比べて、件数で▲14.7%、金額で▲5.4%減少しているが、引き続き、競争性のある契約方式への移行を計画的に進める必要がある。
③随意契約見直し計画の実施状況、公表状況	・「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施し、随意契約によることが真にやむを得ないもの及び移行に時間を要するものを除き、原則、すべて競争性のある契約方式に移行を図った。また、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、真に競争性、透明性が確保される方法により実施している。 ・随意契約見直し計画の進捗状況(競争性のない随意契約の推移)見直し計画時平成18年度平成20年度件数4,010件(44.6%)1,757件(28.0%)金額1,284億円(37.8%)866億円(30.6%)・平成19年度の契約実績及び平成20年度上半期に締結した「競争性のない随意契約」に係る契約情報をホームページにおいて公表し、フォローアップを実施している。	ものを除き、原則、すべて競争性のある契約方式への移行を順次図っているところであり、引き続き、競争性のある契約方式への移行を計画的に進めるとともに、真に競争性が確保されるよう、競争参加資格等の適切性等に関して監事等によるチェックの
④監事監査の実施状況	・監事監査における重点事項として、その実施状況について 監査を受けた。	・監事の監査報告においても、「入札及び契約の適正な実施」として、企画競争等を実施したもののうち、価格競争がなじむものについて、総合評価落札方式の導入を検討し、また1者応札について、民間企業の不参加の理由を的確に把握するよう努め、参加しやすい条件設定を検討するなど、競争性・透明性の観点から、所要の措置を講ずるべき、との指摘がなされている。

質的な競争性の確保の状況	・企画競争、公募を行う場合には、応募要件に民間では満たせない実績要件や資格要件を課さないよう留意し、実施している。	が実質的に参入できないハードルを作っていないか検証が必要である。 ・随意契約の見直し状況について、数字としては確認できたが、 民間事業者の参入を図りつつもサービス水準を維持することが 最も重要である。競争的な調達を進めるためにも、仕様書を整備 するとともに、その内容も詳細かつわかりやすいものへと見直す ことが不可欠である。
	・移行に時間を要するものとして随意契約を行ったもの(684億円)については、順次、一般競争入札等に移行していく(概ね平成22年度中まで)。 【関係法人】《441億円》 ・賃貸住宅の現地管理業務 ⇒競争化にあたっては居住者の理解が不可欠なため、平成21年度に競争化に向けた試行実施、平成22年度に本格実施・再開発、区画整理事業等における地権者交渉等の業務⇒地権者との信頼関係が必要な業務については業務の節目に競争化 【関係法人以外】《243億円》 ・随意契約見直し前に締結した協定等に基づき、その協定期間中は随意契約を行わざるを得ないもの ⇒協定期間が満了したものから競争化	約ごとに公表を行っているが、全体像についても示してほしい。
⑦関連法人に係る委託がある場合、その妥当性	・関係法人との随意契約については、業務の抜本的見直しを 行い、原則、すべて競争性のある契約方式へ移行し、競争 性・透明性の確保を図った。	・随意契約については、平成19年度に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、真にやむを得ないもの及び移行に時間を要するものを除き、原則、すべて競争性のある契約方式への移行を順次図っているところである。 ・平成20年度における子会社・関連会社等との契約実績のうち競争性のない随意契約によるものは、対前年度比で件数で▲41.2%、金額で▲23.4%と大幅に見直されてはいるものの、契約額では446億円(機構の当年度契約額全体のうち15.7%)残っている。 ・子会社・関連会社等との随意契約については、子会社・関連会社を含めた機構全体の事業実施のあり方を抜本的に見直し、平成20年度から競争化を実施しているところであるが、随意契約見直し計画において、子会社・関連会社との随意契約は6億円(平成18年度ベース)にまで縮減することとされている。この取組については、国民の関心も高く、また厳しい目線が向けられていることを踏まえれば、早期にこれを達成できるよう次年度以降も着実な取組みを行うよう期待したい。 ・機構と関連法人等との取引の約半分は競争性のない随意契約によるものだが、当該取引の透明性を高めるための取組みを充実・強化する必要がある。

⑧1者応札率が高い場合、その理由	・平成20年度の一般競争入札における1者応札の割合は26%であり、前年度の全独立行政法人における同平均(44%)を下回っている。 ・一般競争入札の競争参加資格について、制限となるような特殊な要件などは課していない。 ・また、契約・入札の透明性、競争性の一層の向上のため、機構ホームページにおいて、契約結果(契約の名称、契約締結日、契約相手方の名称及び住所、予定価格、契約金額、落札率等)の公表を行っている。	・1者応札率については、一般競争入札のうち応札者が1者の件数が応札者が2者以上の件数を超過(1者応札率が50%を超過)しているとの基準に該当していない。しかし、今後、実質的にも一般競争入札にすることの意義が、実現できるような内容になるよう努力が必要である。
⑨第三者委託状況(随意契約、一 者応札の場合)	る。ただし、専門分野の業務については、発注担当部において、個別案件毎にその内容を明確にし、事前に再委託届を提出させ、承認している。	
2. 官民競争入札 ①官民競争入札の導入の状況	内の団地の「現地案内所」における現地案内業務について、	・UR営業センター等における入居者募集業務については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」及び「公共サービス改革基本方針」に基づき、内閣府に設置された官民競争入札等監理委員会の審議を経て実施要領を定め、民間競争入札を実施している。これは結果として、引き続き(財)住宅管理協会が受託することになった。この一連の取組の検証・評価は前述の委員会にゆだねられるものである。
3. 財務状況 ①当期総利益が1億円以上ある 場合において、目的積立金を申 請しなかった理由	・毎事業年度の利益は、機構設立時の資産評価に基づき生じた繰越欠損金(約7,288億円)の削減に充てている。なお、平成20年度末時点の繰越欠損金は約3,929億円である。	・平成20年度決算においては、賃貸住宅事業では安定した収益 を確保したものの、都市再生事業では不動産市況の悪化の影響 等により土地の売却益が伸び悩んだことなどから、当期総利益 は年度計画策定時の収支計画における550億円を下回る284億 円となった。 しかしながら、毎事業年度の利益を繰越欠損金の削減に充てる ことにより、中期目標期間中の削減予定額1,900億円を大きく上 回る3,358億円の繰越欠損金の削減を達成したことは高く評価で きる。
②経常損益では損失計上していたものが最終的に利益計上になった場合の経緯	該当なし	該当なし
③1億円以上の当期総損失がある場合の発生要因と業務運営上の問題の有無	該当なし	該当なし

計上している場合、当該繰越欠損		・平成20年度末における繰越欠損金の額は約3,929億円となっているが、平成21年3月末に経営改善計画を見直し、第3期中期目標期間中(平成26年4月~平成31年3月)に繰越欠損金の解消を図ることとしており、過去の実績及び今後の経済見通しに照らして着実な見通しが示されているものと評価できる。
⑤100億円以上の利益剰余金を 計上している場合、当該剰余金の 発生原因及び業務運営上の問題 の有無		該当なし
⑥運営費交付金債務について、 執行率が90%以下の場合の分 析	該当なし	該当なし
4. 給与水準 ①公表値を前提とした法人の人 件費総額削減の取り組み状況	・総人件費改革の取組みについて、当機構は「人員削減」を選択し、平成18年度から5年間で5%削減を達成することとしている。 ・平成20年度末における常勤職員数は3,994人(役員を含めると4,006人)であり、平成17年度末常勤職員数4,310人(同4,326人)と比較し、約7%の人員を削減しており、当該取組みについてはすでに前倒しで達成している。 ≪常勤職員数の推移≫ ※()内は、役員を含めた数 ○平成17年度末 4,310人(4,326人) ○平成18年度末 4,150人(4,166人) ○平成19年度末 4,046人(4,062人)	・常勤職員数の削減については、平成20年度末4,000人以下の目標に対し、実際の職員数を3,994人とし、着実に目標を達成している。この結果、総人件費改革における目標の5%を上回る7%の削減を達成していることは高く評価できる。

パイレス指数)、ラスパイレス指数 が高い場合の理由	勤務地(大都市)や、職員の学歴構成(大卒者以上が多い)等	・職員の給与水準については、比較指標となる対国家公務員指数(平成19年度)は、年齢階層別で120.6であるが、地域・学歴をも勘案した実質的な指数は115.5であり、機構は更に①業務上の特性による管理職配置の必要性、②専門性の高い優れた人材を継続的に確保・定着させていく必要性、なども給与水準に影響を与えている理由として挙げている。機構によるこれらの説明については、一定の理解ができるものではあるが、国民の視点に立ったより一層わかりやすい分析と説明を行う必要がある。 ・給与水準とは直接的な関係を直ちに有するものではないと考えられるものの、年々減少しているとはいえ、4,000億円弱の繰越欠損金を抱えていること等を踏まえれば、給与水準について、更なる説明責任を果たしていく必要がある。
③人件費総額の削減	・総人件費改革の取組みについては、人員について5年間で5%の削減をもって達成することとしているところであるが、平成20年度末における常勤職員数を3,994人(役員を含めると4,006人)とし、中期目標を達成したことにより、平成17年度末常勤職員数4,310人(役員を含めると4,326人)と比較し、約7%の削減となることから前倒しで達成している。	・給与水準の適正化への取組みについては、平成19年度から実施している給与構造改革を継続的に進めるとともに、「独立行政法人整理合理化計画」の趣旨を踏まえ、業務の見直しとあわせて組織のスリム化を進め、管理職数を削減することにより、平成22年度の年齢・地域・学歴を勘案した実質的な国家公務員指数を113.4(見込)とすることとしている。機構によるこれらの説明については、一定の理解ができるものではあるが、今後とも、給与水準の適正化への取組みを継続していく必要がある。
④役員報酬額の公表	・「独立行政法人都市再生機構の役職員の報酬・給与等について」(平成20年6月30日公表資料)において公表済。	・役員報酬額については、ホームページ等において適切に公表されている。
⑤役員報酬及び職員給与への業 務実績及び勤務成績の反映	績及び職務実績を特別手当に反映できることとなっている。	・業務実績及び勤務成績については、規程及び人事評価制度に基づき、これらを役員報酬及び職員給与に反映する仕組みが適切に講じられていると認められる。
⑥監事監査		・監事の監査報告においても、今後も独立行政法人整理合理化計画の趣旨に沿って、さらに給与水準の引下げに努力することが求められる、との指摘がされている。

5. 人件費管理 ①福利厚生費について、当該活動の評価の取組が十分か。	取扱いに準じ、レクリエーション経費の平成20年度予算執行及び平成21年度の予算編成を取り止め、また、レクリーション経費以外の福利厚生費についても、業務上の必要性などの観点で見直しを行った。	
②レクリエーション経費について 求められる国に準じた予算執行、 予算編成作業がなされているか。	ション経費の平成20年度予算執行及び平成21年度の予算編	・レクリエーション経費については、国における取扱いに準拠している。
③レクリエーション経費以外の福利厚生費について経済社会情勢の変化を踏まえた、事務・事業の公共性・効率性及び国民の信頼確保の観点から法人の見直しがなされているか。	必要性などの観点で見直しを行った。	・レクリエーション経費以外の福利厚生費についても、業務上の必要性などの観点から見直しが適切に行われている。
6. 内部統制 ①内部統制の体制の整備状況 (倫理行動規定の策定、第3者を 入れた倫理委員会等の設置、監 事による内部統制についての評 価等)	指し、個別事項について検証を行いつつ基本方針の策定等を具体的に検討している。 〈財務について〉 ・財務諸表は、独立行政法人通則法に基づき、会計検査人による監査(外部監査)を適切に受けており、監査の結果、財務諸表等はすべての点に適正に表示され、法令に適合しているとの意見を監査報告書にて表されている。 〈法令遵守について〉 ・コンプライアンス委員会の設置、基本方針の策定を中心としたコンプライアンス推進体制を構築するとともに、役職員の意識の向上を図るべく、継続的に研修及び講演会を実施している。	
②内部統制のために構築した体制・仕組みの運用状況	制の推進を担当するチームを設置し、監事の在り方も含めた内部統制の在り方について企業等の動向を踏まえつつ検討した。	・内部統制(コンプライアンス体制)の運用については、コンプライアンス・マニュアルの改訂、本社内に業務プロセス改善及び内部統制の推進を担当するチームの設置を行い、監事のあり方も踏まえた内部統制のあり方について検討が行われており、適切な取組と認められる。
③人事評価の実施、業績等の給 与等への反映状況	・職員については、目標管理的手法を取り入れた人事評価制度を平成16年度から導入し、個々の職員の勤務成績等を給与・特別手当に反映。 ・役員については、在任中の業績に応じた業績勘案率を退職金に反映。	・目標管理的手法を取り入れた人事評価を実施するとともに、業務成績等の給与への反映が行われている。

民への意見募集、及び業務運営 への反映の状況	設。平成20年度においては、「UR賃貸住宅入居者募集業務の民間競争入札に係る実施要項(案)」に係るパブリックコメントを募集した。	・「UR賃貸住宅入居者募集業務の民間競争入札に係る実施要領(案)」についてパブリックコメントを行うことにより、業務・マネジメントに関しての国民への意見募集、及び業務運営への反映の仕組みが適切に講じられている。
⑤監事監査	監事による監査を受けた。また、経営企画部に内部統制の推進を担当するチームを設置し、監事の在り方も含めた内部統制の在り方についても企業等の動向を踏まえつつ検討した。	
7. 保有資産の管理・運用(評価の際、監事監査や減損会計の情報等を活用) ①保有資産の状況(特に資金運用で時価又は為替相場の影響等を受ける可能性のあるものについて)	該当なし	該当なし
②整理合理化計画で処分等することとされた保有資産の見直しの状況	・事務所については、平成22年3月までに再編計画を策定する。その際、本社及び新宿アイランドタワーについては、リースバックでの対応も含めて検討する。 ・研修センターについては、研修の必要性、経済合理性等を十分考慮し、そのあり方について平成21年度末までに検討を行い、適切に対応する。 ・証券化対象割賦債権の対象拡大の可能性について、各種債権の特性を踏まえた証券化に係る適性及び経済合理性に関する検討を、平成20年度に行った。今後は、証券化の可能性のある債権について、経済合理性を考慮の上、金融市場の動向、証券化商品市場の需要動向を慎重に見据えながら検討を行い、適切に対応する。・分室については、再開発予定地区にある分室を除き平成20年3月に売却した。なお、再開発予定地区にある分室についても、平成21年3月に廃止した。・保養所については、平成20年3月に一括して処分した。・宿舎については、平成20年3月に一括して処分した。・宿舎については、平成20年3月に一語して処分手続きを行う。・倉庫については、平成20年度に策定した新たな再編計画を策定する。・賃貸事業用事務所等施設については、平成20年度までに3物件を売却した。今後も、不動を整理した物件から随時売却を進めることとし、平成21年3月に処分計画を策定した。	・保有資産の売却については、宿舎、ニュータウン地区内利便施設を売却するとともに、他の保有資産についてもそれぞれ計画を策定、または策定することとしており、不要となったものについて順次廃止・処分・売却等を行うなど、着実に資産の圧縮を進めており評価できる。

	・居住環境整備賃貸敷地(民間供給支援型を除く)については、借地人から買受の申出があった場合における売却の調整・判断に係る基準を平成20年度に策定した。・分譲住宅団地内賃貸施設については、賃借人の意向等を踏まえつつ、売却処分を推進することとし、平成21年3月に処分計画を策定した。・事業用定期借地(底地)の証券化については、平成19年度内に特定目的会社を利用し、所要資金の調達にかかる募集を金融機関等が幅広く参加できるような形態で実施した。・ニュータウン地区内の利便施設については、賃借人である施設運営会社との協議が整い、平成20年度中に施設運営会社へ売却した。	
の兆候に至った固定資産につい	・財務諸表において、減損損失を計上した資産グループの用途、種類、場所及び減損損失額を注記している。 平成20年度は、収益性が著しく低下した賃貸住宅の資産グループ等において、303億円の減損損失を計上した。 (注)なお、当機構は、省令に基づき、固定資産の減損会計について「独立行政法人会計基準」ではなく、一般に公正妥当な企業会計の基準を適用している。	・減損損失については、財務諸表に要因も含めて注記されており、適切に処理されていると認められる。
④監事監査		・監事の監査報告において「保有資産の見直し」について指摘されているとおり、今後も現下の不動産市況等を踏まえ、適切な処分時期を見極め、着実に進めていくべきである。
資等業務以外の債権で賃貸対照 表計上額が100億以上のものに ついて回収状況	再生勘定においては、利便施設(賃貸住宅)、分譲施設(法人向け)、分譲住宅(個人向け)、特定賃貸住宅・並存施設、関連公共公益施設、宅地造成等経過勘定においては、分譲宅地・敷地(NT事業地区)、分譲住宅(個人向け)、関連公共公益施設向けの債権である。・延滞が発生した場合は、機構において定められた手続き等に基づき対応。回収状況については、所定の様式等により定期的に実績管理を行っている。	
⑥融資等業務以外の債権のうち、関連法人に対する貸付金については、当該貸付の必要性	られた基準のもと、国土交通大臣の認可を得て行うことがで きる。	・子会社・関連会社等への貸付については、都市再生機構法第17条に基づき、業務運営の効率化、提供するサービスの質の向上等を図るために特に必要がある場合において国土交通大臣の認可を受けて行うことができるとされており、適切な手続きを経ているものと考えられる。

8. 情報の開示 ①関連法人への再就職の状況、 関連法人との間の補助・取引の 状況の情報開示		・連結財務諸表等において、子会社・関連会社等の取引状況等を情報開示するとともに、ホームページにおいても「独立行政法人から関連法人への補助・取引等及び再就職の状況」について一体的に情報開示を行っており、適切に取り組まれていると認められる。
②情報へのアクセスの容易化、業務・マネジメントに係るベストプラクティスの公表	・提供する情報が最新の内容になっているか、また、国民に分かりやすく、利用しやすい形となっているか等を常に点検し、更なる透明性を確保するために、適宜適切に見直すこと等によって、より積極的な情報公開を行うこととしている。・ウェブサイトについて、平成20年度は、都市再生等に係る具体事例を紹介するサイト「あなたの、街は元気ですか?」を開設する等情報の充実や適時適切な発信を行ってきたところであり、今後も継続して取組んでいく。・広報誌「URpress」(四半期発行)、会社案内「Profile of UR」(日本語、英語、韓国語、中国語版)その他、各種事業を紹介するパンフレットなどを作成し、都市再生等の業務について広報を行ってきたところであり、今後も継続して取組んでいく。	
9. 関連法人 ①出資等に関する規程等の整備 状況とその内容の適切性	法に基づき、業務運営の効率化、提供するサービスの質の向	・関連法人への出資等については、都市再生機構法第17条に基づき、業務運営の効率化、提供するサービスの質の向上等を図るために特に必要がある場合において国土交通大臣の認可を受けて行うことができるとされており、適切な手続きを経ているものと考えられる。
継続する必要性	売却や経営合理化の観点からの統合等を推進し、中期目標期間(平成20年度)期末までに平成13年度の58社から約半数の30社程度に整理する」ことを定めている。 ・第二期中期計画においても、関係会社の整理合理化に引き続き努める旨を定めている。 ・平成20年度までに第一期中期計画を上回る28社まで整理合理化を図り、現在も一部の地方公共団体と整理合理化に向けて協議を進めている。 ・関連公益法人についても、多摩市等と協議を進め、(財)多摩都市交通施設公社を平成20年度末に解散した。	
③出資先の経営状況の分析と出 資先に対する法人の指導状況	・連結財務諸表の作成等を通じて経営状況を把握するとともに、必要に応じて適切な指導を行っている。	・連結財務諸表の作成等を通じて経営状況を把握するとともに、必要に応じて適切な指導が行われているものと認められる。なお、連結財務諸表に係る監査報告書においても特段の意見はない。

10. 役職員のイニシアチブ ①業務改善を図る取組を促すア プローチ	・民間事業者による都市の再生の条件整備を図るため、都市 再生パートナーシップ協議会などを通じて民間事業者との意 見交換を行い、そのニーズ・意向等の把握に努めている。 ・UR賃貸住宅の空家への新規入居者、新規のUR賃貸住宅 への応募者及びUR賃貸住宅からの退去者を対象としたアン ケート調査をそれぞれ実施し、これらの調査結果を業務実施 の参考としている。	・都市再生事業においては都市再生パートナーシップ協議会を 通じた民間事業者との意見交換、賃貸住宅事業においては新規 入居者、退去者等を対象としたアンケート調査等を行うことにより、機構業務に対するニーズの把握に努めており、適切な取組と 評価できる。
②職員の積極的な貢献を促すア プローチ	・機構の理念に即した人材の育成のため、CS向上実践セミナー、コンプライアンス研修などの意識改革に係る研修を実施するとともに、都市再生若手職員研修、財務・経営分析セミナーなどを開催し、都市再生業務や経営・財務等を含む総合的な知識・能力の醸成を図った。	・職員の意識改革に係る研修などを行うなどにより、機構に対する職員の積極的な貢献を促す取組みが行われており、適切な取組と評価できる。
11. 個別法人 ①(財)住宅管理協会の組織形態 の見直し	・国における公益法人の見直しの状況も踏まえ、事業の公益性の点検も含め全面的な事業内容の見直しを行うとともに、組織形態の見直しを検討中。	・(財)住宅管理協会については、国における公益法人見直しの 状況も踏まえ、事業の公益性の点検も含め全面的な事業内容の 見直しを行うとともに、組織形態の見直しを検討中であり、引き続 き検討を進めていく必要がある。
②剰余金の活用等	・関連会社等の剰余金を含めた自己資本の水準を検討した 結果、同業種より自己資本水準が高い日本総合住生活(株) の利益準備金以外の剰余金については、他の株主等の利害 関係者の同意を得るなど調整を進め、平成21年6月開催の 同社株主総会において、機構への金銭寄附が決議された。 今後、当該寄附金の使途を踏まえ、機構の政策目的にふさ わしい方策に活用する。	・関連会社等の剰余金を含めた自己資本の水準を検証した結果、同業種より自己資本水準が高い日本総合住生活(株)の利益準備金以外の剰余金について、他の株主等の利害関係者の同意を得るなど調整を進め、平成21年6月開催の同社株主総会で、機構への金銭寄附が決議され、後日、機構に納付された。今後、当該寄付金の使途を踏まえ、機構の政策目的にふさわしい方策を検討することとされており、適切な活用を期待したい。